



ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）

〒370-0074 高崎市下小島町 233

TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★豚熱の発生状況と野生イノシシの豚熱感染状況
- ★韓国の野生イノシシでアフリカ豚熱感染急増
- ★登録飼養衛生管理者の豚熱ワクチン接種について
- ★定期報告書の提出をお願いします！
- ★堆肥の販売には届出が必要です

～添付資料～

- ★養豚場における ASF 発生予防のポイント
- ★定期報告等の手続きが電子化されます
- ★農作業中の事故を防ぎましょう！！

★豚熱の発生状況と野生イノシシの豚熱感染状況

令和6年2月に栃木県の養豚場で国内90例目の豚熱発生が確認されました。栃木県においては1年半年振りの発生ですが、ワクチン接種推奨地域での発生は兵庫県での発生以来半年振りとなります。

県内でも、野生イノシシの感染確認は昨年10月以降増加しているため、本県でも豚熱ウイルスの侵入リスクは依然高い状態です。西部管内では特に高崎市(旧榛名町、倉淵町、箕郷町、吉井町)を中心として、富岡市や安中市でも確認されています。また県内北部や中央部でも確認されていることから、感染した状態で広く動き回っていることが考えられ、さらに春には子連れで動き回るため、感染拡大リスクは高くなると考えられます。野生イノシシの感染確認は、県内だけでなく、隣県(長野県、埼玉県)の県境においても多く確認されています。イノシシを近づけないため、農場周囲の除草や整理整頓の実施と、豚熱だけでなく様々な感染症を持ち込む恐れのある猫・カラスなどの野生動物侵入防止対策の徹底について再度確認をお願いします。

また、最近では腐肉食性であるクロバエから鳥インフルエンザや豚熱ウイルス等の病原体が検出されたとの報告があります。死体を畜舎内に放置することで腐肉食性の昆虫や動物を寄せつけることになるため、防虫ネット設置や定期的な殺虫剤散布、粘着シート、幼虫成長阻害剤のローテーション使用等の害虫対策を実施するとともに死体や生糞の適正管理をお願いします。また、人によるウイルス持ち込み防止のためにも、今一度飼養衛生管理の再確認をお願いします。



＜西部管内での結果＞(R5.4.1～R6.3.7)

市町村	高崎	富岡	安中	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	155	22	144	0	0	7	2	0	334
陽性数	35	3	10	0	0	0	0	0	48

＜県内の他地域での結果＞

地域	中部	吾妻	利根沼田	東部	合計
検査数	193	284	68	239	784
陽性数	16	31	7	5	59

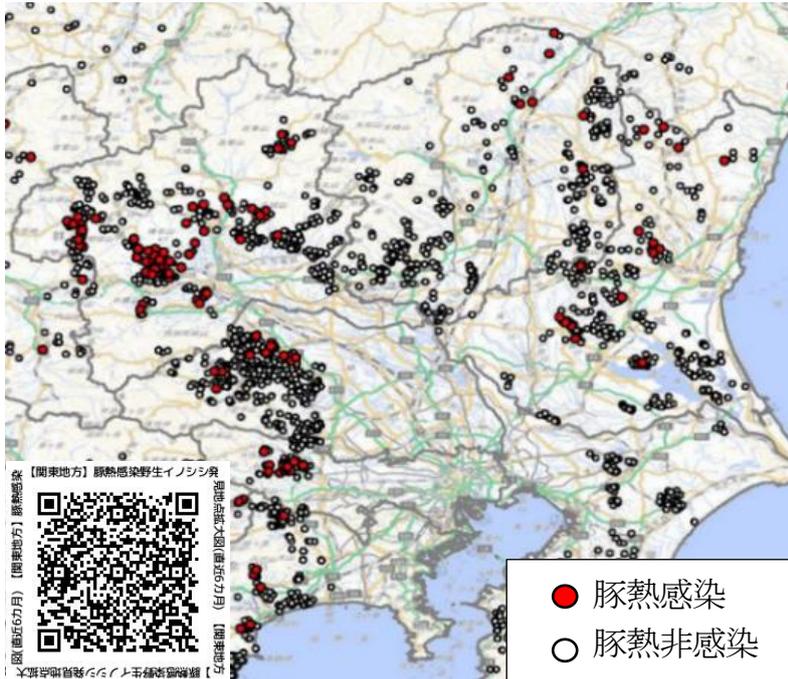
＜西部管内の陽性が出た地域での月別結果＞(R5.10～R6.2)

	10月	11月	12月	1月	2月	合計	感染率	抗体陽性率
旧高崎市	2(2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	3(3)	100%	0%
旧倉渕町	1(4)	1(2)	6(14)	0(2)	1(1)	9(23)	39%	22%
旧榛名町	0(3)	3(5)	8(13)	6(10)	1(1)	18(32)	56%	40%
旧箕郷町	0(0)	0(1)	1(2)	0(1)	0(1)	1(5)	20%	32%
旧吉井町	0(2)	0(0)	1(2)	0(0)	1(1)	2(5)	40%	17%
富岡市	0(4)	1(2)	0(1)	1(3)	0(2)	2(12)	17%	42%
安中市	0(20)	0(8)	0(21)	2(9)	5(10)	7(68)	10%	15%
合計	3(35)	5(18)	17(54)	9(25)	8(16)	42(148)		

※()内は検査頭数

※R5年について管内検査済みの検体にて豚熱抗体陽性率は約23%
 (参考)県内における抗体陽性率の推移：R3年度42.5%、R4年度31.1%

【関東地方】豚熱感染野生イノシシ発見地点拡大図
 (直近6ヵ月：令和6年2月14日時点)
 ※緯度・経度情報がないものについてはプロットしていません



農水省 HP 野生イノシシ検査情報



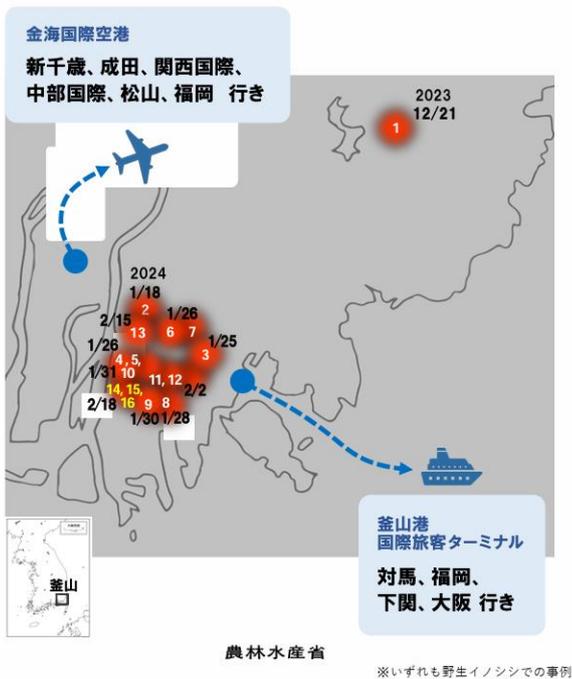
★韓国の野生イノシシでアフリカ豚熱感染急増

令和5年12月以降、韓国の釜山で野生イノシシにおけるアフリカ豚熱感染確認が急増しています。釜山での感染確認は感染野生イノシシの移動によるものではなく、人為的な要因が考えられると調査報告されています。さらに釜山は日本へのフェリーや飛行機の発着場所であるため、人の移動による国内へのウイルス持ち込みが非常に危険視されています。アフリカ豚熱のウイルスは環境中でも長期間生存でき、国内へ不法に持ち込みされた肉製品から生きたウイルスが確認された事例もあります。

侵入を防ぐためにも下記項目について、再度確認していくことが重要です。

釜山市の野生イノシシでのアフリカ豚熱の感染拡大

(消費・安全局調べ 2/19現在)



<アフリカ豚熱を侵入させないための重要ポイント>

- ① 海外から肉の入った食品を持ち込まない
- ② 野外に肉の入った食品を捨てない
- ③ 帰国後1週間は動物に近づかない
- ④ 土汚れは落としてから帰宅

★登録飼養衛生管理者の豚熱ワクチン接種について

令和5年4月からの運用開始により、飼養衛生管理者接種が可能となり県内でも実施農場が徐々に増えている状況です。手続きのための様式は群馬県HPからダウンロードできますので、ご活用下さい。

飼養衛生管理者による接種のためには、まず認定農場となる必要があり、申請を行わなければなりません。認定農場となるためには、豚熱発生予防のための防疫体制がしっかり整備されているなどの基準があります。特にウイルス侵入防止対策として一斉点検で確認している、畜舎毎の長靴や作業着等の着用、車両消毒、野生動物対策等については遵守項目となっています。

また、基準をクリアし認定農場となった後も、毎年1回以上の登録飼養衛生管理者の研修会参加が必須となります。

農場認定の申請については管轄の家畜保健所にて随時受け付けており、研修会は全県統一で不定期に開催しています。

また、ワクチン接種農場について、ワクチン抗体の獲得状況を確認する検査を随時実施していますが、飼養衛生管理者接種を行っている認定農場については、検査頭数を増やして実施していますので、ご協力よろしくをお願いいたします。なお、制度について不明な点がございましたら、家畜保健衛生所までお問い合わせ下さい。

群馬県 HP（畜産課）「豚熱対策について」のページの「県内における豚熱ワクチン接種について」の項目をご覧ください。

◆ <https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

◆ 「群馬県 豚熱対策」で検索



清浄化を維持していくために、
今後も検査等ご協力をお願いいたします。



★定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。

提出期限は令和6年3月15日ですが、未提出の方はご提出をお願いします。
また、報告内容の確認等を随時行っていますので、ご協力をお願いします。

令和6年度から定期報告等の手続きが電子化されます

行政手続きの電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きが令和6年度から可能となります。令和6年度から電子申請可能な手続きは以下のとおりです。申請に際し、事前に eMAFF ID の取得をお願いします。

また、手続きの電子化のためのスマホ向けアプリも令和6年度から開始予定です。これまで同様、紙面での報告も可能ですが、オンライン申請を是非ご活用ください。詳細は添付資料を参照してください。

【令和6年度から電子化される手続き】

- ・令和7年2月提出の定期報告（全家畜の所有者）
- ・令和6年10月からの家きんの一斉点検（家きんの所有者）
- ・令和7年5月からの豚等の一斉点検（豚等の所有者）

★堆肥の販売には届出が必要です

これから暖かくなり、耕作の準備が始まると、堆肥の需要が増加します。生産した堆肥を不特定多数の者に販売する場合は、「特殊肥料生産業者届出書」（肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条）及び肥料販売業務開始届出書（同 23 条）を県知事に届け出る必要があります。詳しくは群馬県技術支援課ホームページの「特殊肥料の生産について」及び「肥料の販売について」をご覧ください。

また、堆肥を散布する場合には、強風の日を避け、風向きにも注意していただくとともに、散布後は、すみやかに耕耘をお願いします。



西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (緊急時は 24 時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。